

受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務

(2) 業務の内容

別紙「受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

委託契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

3 予定価格

1,265,000円（消費税および地方消費税（税率10%）を含む。）

4 参加資格

以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等にかかる競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）

大分類 「役務」

中分類 「イベント」、「デザイン」、「広告」または「その他の役務の提供」

（地域要件）

県内に本店を有する者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において

資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

5 提出書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の(1)から(5)までの書類（以下、「企画提案書等」という。）を8に示す提出期限までに提出すること。ただし、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書（別添様式第1号） 1部

(2) 企画提案書 正1部 副4部

企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

1) 形式・装丁

- ・ 企画提案書等の形式はA4サイズ（縦書き・横書きは不問）とすること。
- ・ 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする。（表紙は除く。）
- ・ ページ番号を付与すること。

2) 記載内容

作成にあたっては、仕様書に記載している条件を満たし、かつ以下の点について本業務の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。

企画提案の骨子	・ 業務の内容を踏まえて、貴社の本業務に対する考え方や取組方針等について記載すること
企画提案の具体的な内容	※仕様書の「4. 委託事業の内容」に沿って記載すること (1)Instagram・Facebookへの投稿 ・ 投稿テーマ、回数、形態（静止画／動画の別） (2)Youtubeへの投稿 ・ テーマ、回数 (3)広告について ・ 広告配信するSNSの種類 ・ 投稿静止画／動画を広告物として利用するのか、広告用の静止画／動画を別途制作するのか (別途制作する場合、その概要)

	・広告配信設定 （配信回数、形態（動画または静止画）、期間、費用等） ・上記広告配信設定における配信推定値 （想定表示回数、視聴回数等） (4) SNSによって発信した情報の拡散状況測定 媒体ごとに次の内容 ・測定項目、測定方法および分析内容
業務実施スケジュール	・業務スケジュールを作成し、示すこと
業務実施体制	・本業務を実施するための実施体制について、職名、職員数、役割分担等を記載すること

(3) 概算見積書 正 1 部 副 4 部

業務の着手から完了までにかかる経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税（税率10%）を記載し、その税額を明記すること。

(4) 事業者概要 正 1 部 副 4 部

事業者の業務概要について説明した資料。なお、本業務に類似した委託業務を実施した実績があれば、実施時期、実施内容等について明記すること。

(5) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けているなどの場合）

- 1) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録がある場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1 部
- 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
- 3) 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1 部
- 4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1 部
- 5) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1 部
- 6) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し 1 部
- 7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部

- 8) 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合には、同認証書（滋賀県発行）の写し 1 部
- 9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1 部
- 10) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し 1 部
- ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
- イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
- ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 説明会

説明会については開催しない。

7 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問方法

別添様式第2号の「質問票」により、電子メールで、「13 問合せ先」に示す場所に提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 質問受付期限

令和8年(2026年)8月3日(月) 17時

(3) 質問に対する回答

質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、各事業者からの質問をすべてまとめて、令和8年(2026年)8月7日(金)を目途に、滋賀県ホームページに掲載する。

掲載場所

滋賀県 > 一般の方 > 健康・医療・福祉 > 健康 > 用途 > お知らせ・注意
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/kenkou/>

8 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年(2026年)8月19日(水) 17時(必着)

(2) 提出場所および提出方法

「13 問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、土曜日および日曜日、祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とすること。

9 事業者の選定

提出のあった企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査において、健康医療福祉部 健康しが推進課 健康づくり係（以下「当係」という。）が設定した評価項目により、公正かつ厳正に審査会を実施し、契約予定者を1者選定する。

(1) 書類審査

提出されたすべての提案について、4に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が3事業者を超える場合は、健康しが推進課職員3名により、プレゼンテーション審査と同様に書類審査し、点数の高い順に3事業者までをプレゼンテーション審査参加候補事業者とする。

(2) プレゼンテーション審査

審査員は、健康しが推進課および関係課の職員3名とする。

評価項目、重みづけおよび評価点については「5・4・3・2・1」の絶対評価とし、下記（表1）の重みづけを乗じた総和の平均点とする（最大90点）。

5：特に優れている	4：優れている	3：良い	2：可	1：不適格
-----------	---------	------	-----	-------

社会政策推進関係等は下記（表2）の配分の和とする（最大10点）。

総合点数は、評価項目、重みづけおよび評価点の平均点と社会政策推進関係等の和とする（満点100点）。

$\text{総合点数（満点100点）} = (\text{評価項目、重みづけおよび評価点の総和} \div 3) + \text{社会政策推進関係等の合計}$
--

予定価格の制限の範囲内で集計結果の最も評価点数の高い者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点数が満点の6割未満の場合は、契約予定者しないものとする。

表1：評価項目、重みづけおよび評価点

評価項目	重みづけ	評価点 (満点)
1 提案内容が事業目的と一致しているか	× 3	15点
2 制作する静止画・動画が優れているか (静止画・動画の制作構想が県民の興味関心を引くための工夫を盛り込んだ魅力的な提案となっているか)	× 4	20点
3 情報発信手法が優れているか (SNSで無関心層も含めたより多く県民に届くような効果的な情報発信手法の提案となっているか。)	× 6	30点
4 実現可能性が高いか	× 3	15点
5 概算価格は妥当であるか ＜評価の方法＞ 予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満……………満点（5点） 予定価格の80%以上85%未満…（4点） 予定価格の85%以上90%未満…（3点） 予定価格の90%以上95%未満…（2点） 予定価格の95%以上……………（1点）	× 2	10点
小計 計		90点

表2：社会政策推進関係等（全審査員の評価点を集計後、下記の点数を加点する。）

1 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けている事業者または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている事業主	2点
2 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている事業者	2点
3 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当する事業者 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。	2点

④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	
4 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている事業者、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている事業者	2点
5 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている事業者 ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2点
小計 計	10点

（表1の総和の平均値と表2の合計100点）

(3) プレゼンテーション審査会の日程および開催形式（予定）

開催日程：令和8年(2026年)8月26日(水)

開催形式：対面形式（質疑応答あり）

提出した書類以外の資料を用いることはできない。

※プレゼンテーション審査会の詳細な開催時間、場所（県庁内を予定）、形式等については、別途提案者全員へ通知する。

(4) 審査結果の通知

提案者全員にメールにて電子文書を送付し、通知する。

(5) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、審査結果の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日および日曜日を除く。）に、メールで書面（任意様式）を提出することにより不採用の理由に関して説明を求めることができる。

説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土曜日および日曜日を除く。）に当該説明を求めた提案者に対してメールで書面を送付することにより回答する。

10 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当係と詳細な内容について協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

11 無効

次の各号に該当した場合は、無効とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない

13 問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 健康しが推進課 健康づくり係（担当：石田）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3657 FAX：077-528-4857

E-Mail：kenkoshiga@pref.shiga.lg.jp